



2022年1月13日

各位

会社名 株式会社トリプルワン
(コード番号 6695 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 佐川 達也
問合せ先 取締役企画管理本部長 都留 顕二
TEL 03-5614-8181
URL <https://www.tripleone.net/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年1月28日に開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案理由

経営環境の変化に迅速に対応できる新規事業への取り組み及び経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るためをお願いするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 集積回路、半導体素子等の電子部品の製造・開発・販売 (新設) 2. 電気機械器具の卸売業 3. ソフトウェアの設計及び製造 (新設) 4. 労働者派遣事業 5. 有料職業紹介事業 6. 事務機消耗品の販売 7. 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 集積回路、半導体素子等の電子部品の製造、開発、 販売及び保守 2. 半導体関連装置の設計、製造、販売及び保守 3. 電気機械装置の設計、製造、販売、賃貸及び保守 4. ソフトウェアの設計、製造、販売及び保守 5. 環境関連事業の取組み及び環境関連装置の設計、 製造、販売、賃貸及び保守 6. 労働者派遣事業 7. 有料職業紹介事業 (削除) 8. 前各号に附帯する一切の事業

<p>第3条乃至第19条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選定)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議で定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 <u>取締役会の決議をもって、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>4 取締役社長は、当会社の業務を統轄する。</p> <p>第21条乃至第33条 (条文省略)</p>	<p>第3条乃至第19条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選定)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議で定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から<u>取締役会長1名、</u>取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>3 取締役社長は、当会社の業務を統轄する。</p> <p>第21条乃至第33条 (現行どおり)</p>
--	---

以上